

飲食業等を経営されている皆様

静岡県新型コロナウイルス感染症対策本部
本部長 静岡県知事 川勝平太

まん延防止等重点措置に伴う営業時間の短縮及び酒類提供の停止の要請

日頃から、新型コロナウイルスの感染拡大防止に御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

1月25日、国により本県がまん延防止等重点措置を実施すべき区域とされたことから、新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法（平成24年法律第31号、以下「法」という。）第31条の6第1項に基づき、下記のとおり飲食店等の営業時間の短縮及び酒類提供の停止を要請します。なお、営業時間の短縮要請に応じていただいた事業者のうち、県が定めた支給要件を満たす店舗に対しては、協力金を支給いたします。

コロナ禍の厳しい環境の中で、度重なる要請となり誠に恐縮ですが、皆様の御協力をお願いいたします。

記

1 営業時間短縮及び酒類提供停止の要請の内容

対象区域	静岡県全域
対象施設	食品衛生法第55条の営業許可を受けた飲食店(デリバリー、テイクアウト、ホテル・旅館において宿泊者に限定して食事を提供する食堂、コンビニ等のイートイン等は除く。飲食業の許可を受けているカラオケボックス、結婚式場を含む。)…【参考①】対象となる店舗の例を参照
対象期間	令和4年1月27日(木) 0時から 令和4年2月20日(日) 24時まで(25日間)
営業時間短縮及び酒類提供停止の要請	<p>【法第31条の6第1項に基づく要請】</p> <p>ア 第三者認証(ふじのくに安全・安心認証制度、はままつ安全・安心な飲食店認証制度)を受けた飲食店 下記の要請内容①、②のいずれかを選択し対応する</p> <p>①営業時間短縮(5時から<u>20時</u>までの間)、酒類提供 <u>終日停止</u></p> <p>②営業時間短縮(5時から<u>21時</u>までの間)、酒類提供 <u>可</u>(5時から<u>20時</u>までの間)</p> <p>イ 第三者認証を受けていない飲食店 ・営業時間短縮(5時から<u>20時</u>までの間)、酒類提供 <u>終日停止</u></p>
営業に当たっての要請内容	<p>【法第31条の6第1項に基づく要請】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従業員に対する検査の勧奨 ・入場をする者の整理等 ・発熱その他の新型コロナウイルス感染症の症状を呈している者の入場の禁止 ・手指消毒設備の設置と手指消毒の徹底 ・食事中以外のマスクの着用等、感染防止に関する措置を入場者に周知 ・感染防止措置を実施しない者の入場の禁止(入場済みの方の退場を含む) ・アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保等飛沫感染防止等の対策 ・施設の換気

<p>営業に当たっ ての要請内容 (前頁から続き)</p>	<p>【法第 24 条第 9 項に基づく要請】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同一グループの同一テーブルでの利用は 4 人以内とすること（ただし、措置期間において予約済みの結婚披露宴については、参加者の調整が困難な場合は、座席間の距離を確保するなど、感染対策を講じれば、この限りでない） ・感染防止対策の業種別ガイドラインの遵守
---------------------------------------	--

【参考①】 要請対象となる(ならない)店舗の例

<p>「要請対象」 店舗 (例)</p>	<p>食堂、レストラン、日本料理店、料亭、中華料理店、ラーメン店、焼肉店、そば・うどん店、寿司店、酒場、ビアホール、バー、キャバレー、ナイトクラブ、喫茶店、ハンバーガー店、お好み焼・焼きそば・たこ焼き店、定食屋、結婚式場、フードコート内にある飲食店、ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る）で披露宴等を行うもの、ホテル・旅館・スーパー銭湯内のレストラン、「飲食店営業」許可を有するカラオケ店 など</p>
<p>「要請対象外」 店舗 (例)</p>	<p>ホテル・旅館等での宿泊者に限定して食事を提供する食堂、「飲食店営業」許可のないカラオケ店、イートインスペースのあるスーパーやコンビニ等の小売店、テイクアウト・デリバリー専門店、弁当屋、屋台・キッチンカー、映画館等の売店、社員食堂、学生・社員寮等の食堂、自動販売機、ネットカフェ・漫画喫茶、各種教室(ピアノ・音楽・英会話教室、エステ、マッサージ、乗馬クラブ)や服屋・靴屋・雑貨屋、ペットホテル、ブティックなどに併設された飲食コーナー など</p>

2 協力金の概要

(1) 協力金の支給要件

<p>対象事業者</p>	<p>対象区域内で営業時間の短縮要請に応じ、かつ下記に該当する事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象区域に施設を有する企業及び個人事業主 ・静岡県暴力団排除条例第 2 条に規定する暴力団関係者でないこと
<p>支給条件</p>	<p>・業種別ガイドラインを遵守した上で、営業時間の短縮要請期間(準備期間を除く)の初日から終日まで、連続して要請に応じること。</p> <p>…【参考②】 営業時間の短縮に応じた協力金の支給、不支給となる例を参照</p>
<p>協力金の 支給額</p>	<p>一店舗あたりの支給額の計算方法</p> <p><中小企業・個人事業主></p> <ul style="list-style-type: none"> ・1 の要請内容のア①又はイに応じた場合 飲食業売上高により、3～10 万円^{※1}×協力日数 ※1 前年又は前々年の同時期の売上高×0.4 ・1 の要請内容のア②に応じた場合 飲食業売上高により、2.5～7.5 万円^{※2}×協力日数 ※2 前年又は前々年の同時期の売上高×0.3 <p><大企業> (※中小企業・個人事業主もこの計算方法を選択可)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飲食業の売上高減少額により、0～20 万円^{※3}×協力日数 ※3 前年又は前々年の同時期の売上高減少額×0.4

申請受付期間	令和4年2月21日（月）から令和4年3月22日（火）まで （令和4年3月22日（火）の消印有効）
--------	---

(2) 協力金の申請手続き

申請手続きは、準備ができ次第、県ホームページ等で順次御案内します。



【参考②】 営業時間の短縮に応じた協力金の支給、不支給となる例

○印…感染拡大防止の取組みを継続した上で、営業時間の短縮を実施した日

月日 ケース	1/27	1/28	1/29	1/30	1/31	2/1	～ (全期間)		2/19	2/20	協力金	
期間	準備期間				営業時間の短縮要請期間							
①	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	支給 (25 日分)
②	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	支給 (24 日分)
③	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	支給 (23 日分)
④	×	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	支給 (22 日分)
⑤	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	支給 (21 日分)
⑥	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	不支給…※注
⑦	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	不支給…※注

※準備期間後の 1/31 以降は全ての期間で要請に応じていることが支給要件となります。

3 お問い合わせ先等

本案内は、静岡県内で飲食業の許可を受けている事業所へのお知らせとして送付したものであり、送付先が営業時間の短縮要請や協力金の対象であることの通知ではありません。

協力金の対象となるかについては、申請要綱(近日中に公開予定)を御確認ください。また、御不明な点は下記にお問い合わせください。

<p>○営業時間の短縮要請・協力金に関すること 静岡県営業時間短縮要請コールセンター 050-5211-6111（午前9：00～午後5：00）</p>

○ 第三者認証に関すること

静岡県認証	浜松市認証
「ふじのくに安全・安心認証（飲食店）制度」 ふじのくに安全・安心認証（飲食店）制度事務局 0570-020-112 （平日 午前8：30～午後5：15）	「はままつ安全・安心な飲食店認証制度」 安全・安心な飲食店認証制度事務局（櫛SBS プロモーション内） 053-458-2005 （平日 午前9：30～午後6：00）

【参考】飲食店に対する「要請内容」と「協力金」について

飲食店への営業時間の短縮要請については、第三者認証の有無や、通常の営業終了時間により要請内容が異なりますので、御確認ください。

飲食店の区分	通常の営業終了時刻	要請内容	1日あたりの協力金額	
			中小企業・個人事業主	大企業（※）
【認証店】 「ふじのくに安全・安心認証制度」の認証店 「はままつ安全・安心な飲食店認証制度」の認証店  	午後8時以前	・業種別ガイドラインを遵守すること （通常どおりの営業）	協力金対象外 【酒類提供可】	協力金対象外 【酒類提供可】
	午後8時超 午後9時以前	・業種別ガイドラインを遵守すること ・酒類の提供は 午後8時まで とすること	協力金対象外 【酒類は 午後8時まで 提供可】	協力金対象外 【酒類は 午後8時まで 提供可】
		・ 午後8時以降 に営業しないこと ・ 終日 酒類を提供しないこと	3～10万円/日 （1日の売上高×0.4） 【酒類提供できません】	0～20万円/日 （1日の売上高減少額×0.4） 【酒類提供できません】
	午後9時超	・ 午後8時以降 に営業しないこと ・ 終日 酒類を提供しないこと	3～10万円/日 （1日の売上高×0.4） 【酒類提供できません】	0～20万円/日 （1日の売上高減少額×0.4） 【酒類提供できません】
		・ 午後9時以降 に営業しないこと ・酒類の提供は 午後8時まで とすること	2.5～7.5万円/日 （1日の売上高×0.3） 【酒類は 午後8時まで 提供可】	0～20万円/日 （1日の売上高減少額×0.4） ※上限：20万円又は「1日の売上高×0.3」の低い額 【酒類は 午後8時まで 提供可】
	【非認証店】 上記以外の飲食店	午後8時以前	・ 終日 酒類を提供しないこと	協力金対象外 【酒類提供できません】
午後8時超		・ 午後8時以降 に営業しないこと ・ 終日 酒類を提供しないこと	3～10万円/日 （1日の売上高×0.4） 【酒類提供できません】	0～20万円/日 （1日の売上高減少額×0.4） 【酒類提供できません】

※中小企業・個人事業主も選択可能です。